

最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付に関するお知らせ

1 制度の概要

- 令和7(2025)年6月、最高裁判決において平成25(2013)年の生活保護基準の引き下げを違法とする判断がなされました。
- 国は、最高裁判決を踏まえ当時の基準引き下げを見直し、差額の保護費の追加給付を行うことを決定しました。
- 町田市ではこの決定に基づき、対象世帯に保護費の追加給付を行います。

2 対象となる方

平成25(2013)年8月1日から令和8(2026)年3月31日までの間に町田市で生活保護を受けていて、
現在は町田市で生活保護を受けていない世帯

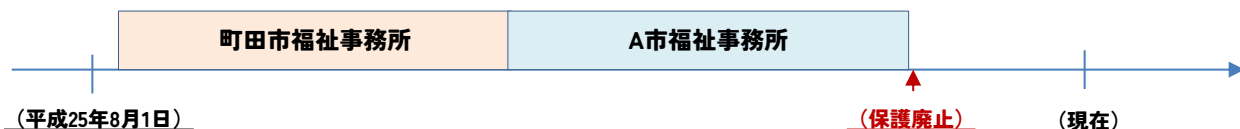
※死亡された方は対象外です。

※他の福祉事務所で生活保護の受給期間がある場合は、その福祉事務所へお問い合わせください。

(参考)追加給付の申出先の考え方

- **他の福祉事務所で**受給していた期間がある場合
⇒その期間に対して、**その福祉事務所への申出対象**となります。
- **町田市の福祉事務所で**受給していた期間がある場合
⇒その期間に対して、**町田市への申出対象**となります。

例 町田市とA市の福祉事務所で受給していた場合



申出先：町田市の期間に対しては町田市へ、A市の期間に対してはA市へそれぞれ申出が必要です。

3 申出（手続き）の受付期間

令和8(2026)年8月3日（月）から令和9(2027)年7月30日（金）まで

郵送での申出の場合は令和9(2027)年7月31日（土）消印有効

お問い合わせ・
ご相談はこちら



町田市生活保護費追加給付コールセンター

042-716-6813

受付時間 午前8時30分～午後5時00分（土日祝日・
12/29～1/3除く）

（裏面もご確認ください）



町田市 最高裁 追加給付

検索

←申出書等の様式は市ホームページからダウンロードできます

申出（手続き）方法

以下①から③のいずれかの方法で申出（手続き）を行ってください。

①WEB申出



②郵送

提出先：〒194-8520
町田市森野2-2-22
町田市生活援護課（町田市生活保護費追加給付担当）

※申出書等の様式は市ホームページからダウンロードできます。

③直接窓口で申出

受付場所：町田市役所1階
相談室C-7(窓口110の隣)
受付時間：午前8時30分から
午後5時まで（土日祝除く）

※混雑を避けるため、
①もしくは②の方法で申出
をご検討ください。

申出（手続き）に必要な書類

<必ずご提出いただく書類>

☐ 申出書（様式4）

☐ 同意書

☐ 申出者の本人確認書類（例：マイナンバーカードの写し、運転免許証の写し、在留カードの写し、パスポートの写し等、いずれかの1つ）

☐ 全世帯員の戸籍謄本の写し（全部事項証明書）

※戸籍謄本の写しは発行から3か月以内のものを提出してください。

※当時の姓が現在の姓と異なる場合は、併せて、当時の姓が記載された戸籍謄本を提出してください。

※離婚等によって、当時の世帯主が申出者の戸籍から除籍となっている場合、申出者において戸籍の第三者請求により、除籍となった世帯員の現在の戸籍謄本を請求することができます。

※保護受給中の場合は、戸籍謄本に代えて保護受給証明書（発行から3か月以内のもの）によることも可。

☐ 申出書（様式4）に記載した申出者本人の口座情報が確認できる預貯金通帳の写し、または、キャッシュカードの写し

<必要に応じて提出いただく書類>

☐ 加算等の申出で必要とされる挙証資料

※挙証資料の例は、「申出書（様式4）の5.加算等の申出」に記載されている内容をご確認ください。

☐ 代理による申出を行う場合は、委任状、身分確認書類、本人との関係を証する書類

※法定代理人が申出をする場合は、委任状は不要です。

☐ 外国人の場合は、発行から3か月以内の全世帯員の住民票の写し

※保護受給中の場合は、住民票に代えて保護受給証明書（発行から3か月以内のもの）によることも可。

追加給付の決定・振込までの流れ

① 申出書等の必要書類
の提出（申出者）

② 申出書等の受理・
審査（町田市）

③ 追加給付の決定・
振込（町田市）

※追加給付の振込までには、審査が完了してからおおむね1か月程の時間がかかります。

追加給付を装った「特殊詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！

国や市の職員を名乗る不審な電話や郵便があった場合は、
最寄りの警察署または警察相談専用電話 #9110 にご連絡ください